

理事長	常務理事	事務長	担当者
			

公告 7-14

任意継続被保険者制度（法第3条第4項）にかかわる当組合の標準報酬月額は下記のとおりであるので公告します。

令和 8年 2月26日

東京都千代田区神田駿河台4-6
日本製紙健康保険組合
理事長 小池 信哉

記

1. 法第47条の規定する令和7年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は405,025円。
2. 上記の額を標準報酬月額の基礎とみなした場合の標準報酬月額は410,000円。
3. この標準報酬月額は令和8年4月1日より適用する。

以上

公告期間	
自	令和 8年 2月26日
至	令和 8年 3月 5日